

大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書

富山県(以下「甲」という。)と社団法人富山県ビルメンテナンス協会(以下「乙」という。)は、地震等の大規模災害発生時における公共建築物の清掃、消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県内において地震等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙に公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「公共建築物」とは、甲又は市町村が所有し、又は管理する建築物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において必要と認めるとき又は市町村から要請があったときは、次に掲げる業務(以下「協力業務」という。)について、乙に協力を要請することができるものとする。

(1) 公共建築物の環境衛生状況の調査及び当該調査に基づく対処方法の検討並びにそれらについての甲に対する報告

(2) 公共建築物の応急的措置

ア 清掃、消毒等の環境衛生上の応急的措置(人員の派遣、資機材及び薬剤の支援等)

イ その他甲が必要と認める業務

2 前項の規定による協力の要請は、要請書(様式第1号又は様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項の規定による協力の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。

6 乙は、協力業務を実施したときは、報告書(様式第3号又は様式第4号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条第1項第1号に規定する協力業務及び同項第2号に規定する協力業務のうち人員の派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。

- 2 前条第1項第2号に規定する協力業務のうち資機材、薬剤等の購入に要する費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。
- 3 前項の規定により甲又は協力を要請した市町村が負担する費用の金額は、災害時直前の通常の単価により算出した額を基準として定めるものとする。

(損害補償)

第5条 協力業務により生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の補償については、当該業務を行った乙の会員が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあつては富山県厚生部生活衛生課とし、乙にあつては社団法人富山県ビルメンテナンス協会事務局とする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 2月19日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 石井 隆



乙 富山県富山市安養坊86-4

社団法人富山県ビルメンテナンス協会

会長 沢田直幸

